

計画段階環境配慮書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第3条第7項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は 206 件であった。主な意見に対する当社の見解は下表のとおりである。

表 計画段階環境配慮書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

事業計画に関する意見（105 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・事業者が撤退や倒産で事業を継続できなくなった場合には、誰が工作物の撤去を行うのか。 ・事業中止や撤退した場合に、土地の現状復帰を行うのか。 ・事業地の造成や事業用の道路からの排水の影響による土砂災害、事故や災害による風車の倒壊、部品の飛散、山林火災等の責任は誰がどのように負うのか。	・事業の実施にあたっては、耐久性のある機材を慎重に選択し、風況をしっかりと確認してから風車を設置いたします。事業期間終了後に事業を継続しない場合は、関係機関等と協議の上、植林等を行い、土地の現状復帰を行う予定です。 ・工作物の撤去や現状復帰のための費用については積み立てを行う予定です。 ・万が一が本事業に起因する土砂災害やその他事故災害が発生した際は、事業者が責任を持って直ちに原因や被災状況を調査し、関係機関と協議の上、早期復旧及び問題解決に努めます。
	・徳島県の業者がなぜわざわざ高知県で風力発電をやるのか。 ・なぜ再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の陸上風力導入ポテンシャルで対象外地域となっている場所を計画地としているのか。	・四国内における風況から、高知県の当該地域が風力適地であると考えられるためです。 ・ご指摘のとおり、本事業の計画地は REPOS によるとその一部が対象外地域となっております。REPOS では、標高などの自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離などの土地利用状況から陸上風力発電の推計除外条件が設定されており、既設の風力発電機の設置状況、事業性、および建設にかかる技術的境界を参考に標高条件が 1,200m に設定されております。本事業では、事業性及び技術的境界をふまえ、標高 1,200m 以上の地域も対象としております。
	・四国の中で使う電気は足りているので風車は必要ない。 ・なぜ本州へ送る電力を四国で作らなければいけないのか。	・CO₂ 削減に貢献し、燃料の輸入に頼らない純国産エネルギーを増やしたいと考えております。 ・本事業により発電した電気は、四国電力送配電株式会社の送電網へ接続し、送電する予定です。本州への送電ではなく、地元の企業をはじめとするみなさまに電気を使用していただきたいと考えております。
	・配慮書の縦覧期間や意見募集の期間が短い。 ・住民説明会開催の周知が不十分ではないか。 ・このような大規模な施設を計画するのであれば、事前にもっと色々な団体へ話をするべきではないのか。	・配慮書の縦覧や意見募集については、環境影響評価法及び発電所アセス省令に従い実施いたしました。 ・事業の実施に当たっては、利害関係者や周辺住民の皆様のご理解・ご協力が不可欠と考えておりますので、適宜説明会を開催し、十分な説明を行ってまいります。 - また、本事業の配慮書に対して貴重なご意見を多数いただきましたので、今後の手続の中でご相談させてい

		ただければと思います。
	・配慮書に記載している地域貢献は具体的にどのようなものを考えているのか。もっと詳細に記載してほしい。	・地域貢献の詳細については、みなさまからいただいたご意見を参考に、検討してまいります。
	・風車は南海トラフ巨大地震や台風に耐えられるのか。自然災害で破損・倒壊するのではないか。 ・風車が壊れたら直せるのか。そのまま放置されるのではないか。	・風車配置の検討段階において、地質等の状況について関係機関等と協議の上、各地点でボーリング調査を実施し、適正な工法・基礎構造を検討し、地震による倒壊のリスクを可能な限り低減した配置とします。今後採用する風力発電機は、国際的な第三者認証機関によって認証を受けた機種になります。また、風力発電機自体の認証とは別に、風力発電所の安全性(耐震性を含む)については、当該地域での自然環境条件に基づいて風車や支持構造物の強度や安全性が設計上担保されていることを第三者機関が審査し、認証したうえで、経済産業省が審査し、安全性を確認することになります。 ・倒壊等に対しては十分な対策を取りますが、万が一風車の破損や故障の際は、保険適用し、施設が運転可能な状態を維持する計画です。

大気環境に関する意見（29 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・風車から発生する騒音や超低周波音による健康被害が心配。 ・風車の音で夜寝られなくなるのではないか。 ・工事車両の通過による排ガス、交通騒音・振動が心配だ。	・今後の手続きの中で、風車の機種選定や、設置位置からの離隔を十分にとよう計画を検討し、騒音及び超低周波音による影響については適切に予測・評価いたします。本事業に起因すると考えられる健康被害が発生した際は、事業者が責任を持って直ちに原因や被災状況を調査し、関係機関と協議の上、専門家等の意見も参考としながら、早期の問題解決に努めます。 ・工事関係車両の排出する排気ガスや交通騒音・振動については、適切に予測・評価を行った上で、ルート分散、通行時間の制限、警備員配置等による環境への影響の低減を検討しております。

水環境に関する意見（107 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・水源を山からの水に頼っている地域であり、水環境の調査が不十分である ・水源の源頭部や尾根に手を入れるべきではない。 ・水源涵養保安林を切るべきではない。 ・開発により流路や水量が変化するのではないか。 ・工事や発電施設、道路の設置によって濁水が発生しやすくなり水質に影響するのではないか。 ・物部川は濁水が発生しやすく、影響も長引くから山	・今回貴重なご意見を多数いただきましたので、今後の手続きの中で、関係機関との協議、専門家ヒアリング、地域住民のみなさまのご意見を参考とし、引き続き情報収集に努めます。 ・ご指摘のとおり、水源地の源頭部や上流尾根部の開発は、土壌侵食、水質汚濁、水量や流路の変化等に影響するおそれがあると認識しております。関係機関と協議の上、涵養機能、水量や流路変化に配慮し、詳細な工事計画を検討してまいります。 また、計画に当たっては、現地調査を行い、関係機関

	に手を加えるのは良くない。 ・風車の塗装に使われている PFAS によって、水源が汚染されるのではないか。	と協議の上、専門家ヒアリング等をふまえ、地域住民のみなさまのご意見を参考としながら、適切な設計を検討してまいります。工事中においても、濁水の発生を可能な限り低減するよう対策を実施いたします。また、水源涵養保安林を伐採することになった場合は、同程度以上の面積の代替保安林を確保する計画です。 現在使用されている風力発電機に PFAS による塗装がされていることは認識しております。今後、風車を選定する際には、最新の情報を収集し、使用する塗料についても検討してまいります。
--	---	--

土砂災害に関する意見（89 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・土砂流出防備保安林を切るべきではない。 ・工事や発電施設、道路の設置によって土砂崩れ・地すべりが発生しやすくなるのではないか。 ・車両の通行や設置した風車の振動によって、脆い地質が崩れ、土砂災害が発生するのではないか。	・計画に当たっては、現地調査を行い、関係機関と協議の上、専門家ヒアリング等をふまえ、地域住民のみなさまのご意見を参考としながら、安全に配慮し、土砂災害を引き起こすことがないよう、適切な設計を検討してまいります。

動物に関する意見（68 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・計画地は四国に 16～24 頭しかいないとされるツキノワグマの生息地に隣接しており、ツキノワグマを脅かすのではないか。 ・カモシカの生息域であり、カモシカにとって良好な環境が維持されていると考えられる生息域に手を加えるのは影響が大きいと考えられる。 ・サシバの渡りルートに近く、国内外の生態系への影響が大きいのではないか。 ・コウモリの生息地であり、事業による影響が大きい。 ・風車を建設するならバードストライク・バットストライク対策をとるべきである。	・専門家等の意見も踏まえて適切に調査を実施し、本エリアの生息や利用状況の把握に努めます。その結果と関係機関の指導等を踏まえ、事業計画や保全措置の検討を実施し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。 ・専門家の助言等も踏まえて、適切な手法、時期に調査を実施し、渡りの状況の把握に努めてまいります。そのうえで、事業計画や最新の知見に基づく保全措置の検討を実施し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。 ・専門家の助言等も踏まえて、適切な手法を用いて調査を実施し、生息状況の把握に努めてまいります。そのうえで、事業計画や最新の知見に基づく保全措置の検討を実施し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。

植物に関する意見（46 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・植生自然度 10,9 の地域や、特定植物群落「青ザレ山と周辺の植生」の範囲は計画地から除外すべき。	事前の文献資料調査及び現地踏査によって、特定植物群落及び自然度の高い植生が分布している点を認識しており、今後更なる調査を実施により、植生分布を明らかにしたうえで、専門家等の助言を受けブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいり

	・ブナをはじめとする冷温帯の植物を伐採したら元に戻らない ・高知県は全国一の森林率だが、天然林はわずかしかないため、開発してはいけない。	ます。また、関係機関等と協議を行い、シカ食害対策等の植生保護を検討いたします。 ・現地踏査によって、ブナ林を含む冷温帯の植生が分布している点を認識しており、今後更なる調査を実施により、植生分布を明らかにしたうえで、専門家等の助言を受けブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。また、関係機関等と協議を行い、シカ食害対策等の植生保護を検討いたします。 ・今後更なる調査を実施し、植生分布を明らかにしたうえで、専門家等の助言を受け自然林の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
--	--	--

景観に関する意見（29 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・巨大な人工物が建つことで手つかずの自然景観が損なわれる。 ・山荘梶ヶ森や天狗塚等の著名な眺望点でも景観調査を行うべき。 ・この地域の特徴である自然景観が損なわれることで、観光客や移住者が減少するのではないかな。	・配慮書に記載した眺望点は、公的な HP や資料に記載されているものとなります。今後の手続きにおいて、いただいたご意見を参考とし、引き続き情報収集に努め、山荘梶ヶ森や住民が日常的に視認する場所として居住地区内の代表的な拠点（公民館等）を追加選定し、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。また、景観への影響については、個人によって認識が異なり、様々なご意見がございますので、今後の住民説明会等において、フォトモンタージュをお示しするなど、丁寧な説明を行うようにいたします。

人と自然との触れ合いの場に関する意見（6 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・人と自然との触れ合いの場に関する調査が不足している。 ・四国百名山の奥神賀山等、多くの登山者に親しまれている山々があるので計画地から除外すべき。	・配慮書に記載した人と自然との触れ合いの場は、公的な HP や資料に記載されているものとなります。いただいたご意見を参考とし、引き続き事業実施想定区域内及びその周辺の登山道、トレイル等の状況把握に努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。

その他の意見（62 件）

No.	意見の概要	事業者の見解
	・高板山やその周辺はいざなぎ流の神官たちの修験の場となっている。手をつけてはいけない山域である。 ・安徳天皇潜幸説や平家落人伝説の聖地であり、傷つけて良い場所ではない。計画を撤回するべきである。 ・計画地の尾根周辺には神社や石祠等があるので宮	・今回いただいたご意見を参考としながら、引き続き情報を収集に努め、関係機関等と協議の上、必要に応じて調査を実施いたします。事業の実施に当たっては文化財等に配慮した計画を検討いたします。

	内庁等と相談し調査が必要である。	
	・ 航空障害灯で天文台の観測に支障をきたすのではないか。	・ 計画に当たっては、天文台や関係機関と協議の上、航空障害灯の設置を検討いたします。
	・ 開発により山から獣が下りてきて獣害が増加するのではないか	・ 風車の建設によって動物が麓に下りる事例について当社では把握しておりませんが、今後も引き続き情報を収集してまいります。農作物への被害等の獣害につきましては、関係機関と協議の上、関係機関や地元のみなさまと獣害対策を検討したいと考えております。